

平成 23 年度事業計画書

寄附行為第 10 条に定める事業計画は、次のとおりとする。

1. 自転車等駐車場の設置

平成 23 年度においては、第 7 期自転車駐車場整備目標に係る初年度として、20,000 台の自転車等を収容するのに必要な駐車場を設置する。

なお、平成 22 年度からの繰越事業についても実施する。

また、平成 23 年度において、地方公共団体からの委託に基づき、自転車等駐車場関係施設等の建設を行う。

2. 自転車等駐車場の運営

平成 22 年度までに設置した自転車等駐車場のうち、直営で管理している 620 箇所 411,855 台については、良好な利用と成果が得られるよう適切な運営を行う。

また、平成 23 年度事業で設置する自転車等駐車場で直営で管理することになるものについても、同様の運営を行う。

3. 自転車等駐車施設の貸与

平成 22 年度までに設置し、貸与している施設 2 箇所 1,778 台については、引き続き貸与を行う。

平成 23 年度事業で設置する自転車等駐車場について、土地所有者が当該施設の貸与を希望する場合において適当と認めるときは、これを貸与する。

4. 地方公共団体の自転車等駐車場の管理等

1) 平成 23 年度において、地方公共団体からの指定管理者としての指定に基づき 142 箇所 86,118 台、地方公共団体等からの委託に基づき 15 箇所 7,596 台の自転車等駐車場の管理業務を行う。

なお、予定箇所のほか、地方公共団体等からの指定管理者の指定及び委託に基づき、自転車等駐車場の管理を行う。

2) 放置自転車対策の一環として、地方公共団体からの委託に基づき、撤去自転車等の保管及び返還業務を行う。

なお、予定箇所のほか、地方公共団体からの委託に基づき、撤去自転車等の保管及び返還業務を行う。

5. 自転車等駐車場の改善に関する研究及び指導

自転車等駐車場の改善に関し、研究及び指導を行う。

6. 自転車等駐車需要に関する調査研究

自転車等駐車問題の解決に資するため、自転車等駐車需要等に関して調査研究を行う。

7. 自転車等駐車場整備推進のための広報活動等

地方公共団体等に対して、自転車等駐車場の整備促進並びに放置自転車解消のための広報活動を行う。

また、放置自転車対策の一環として、引き取り手のない撤去自転車の活用を図るため、地方公共団体等の協力を得て、これらの自転車の海外供与を行う。